

第2章 届出等

1 手続きの流れについて

駐車場条例は、建築基準関係規定である駐車場法第20条に基づくもので、建築確認と密接な関係があります（建築基準法施行令第9条第6号）。手続きの流れは、おおむね次のとおりです。



2 審査基準及び標準処理期間について

行政手続法(平成5年法律第88号)及び横浜市行政手続条例(平成7年3月横浜市条例第15条)に基づき、審査基準及び標準処理期間(申請がなされてから処分をするまでに通常要すべき標準的な期間)を次のとおり定めています。

(1) 審査基準(特例承認申請)

許認可等事項名	根拠法令	根拠条項	審査基準
建築物の構造又は敷地の位置、規模等による駐車施設等の附置の特例承認	駐車場条例	第10条 第1項及び第5項	取扱基準第3条 取扱基準第5条
2以上の建築物のために一団として設ける場合の駐車施設等の附置の特例承認	駐車場条例	第10条 第2項及び第5項	取扱基準第4条 取扱基準第5条

(2) 標準処理期間

根拠条例等	根拠条項	許認可等に係る事務	標準処理期間
駐車場条例	第10条各項	駐車施設等の附置の特例承認	10日
	第11条第5項	特殊な形態の駐車施設等の承認	
施行規則	第2条第4号	駐車需要を生じさせないと認められる建築物の承認	10日
	第3条第2項	駐車場条例第10条第3項の規則で定める限度の承認	
	第5条第3項	駐車施設の出入口の位置の承認	

3 特例承認申請及び承認等申請について

特例承認申請及び承認等申請の対象及び根拠条例等は、次のとおりです。

	対 象	根拠条例等
特 例 承 認 申 請	建築物の構造又は敷地の位置、規模等による駐車施設等の附置の特例	駐車場条例第10条第1項及び第5項 取扱基準第3条、第5条
	2以上の建築物のために一団として設ける場合の駐車施設等の附置の特例	駐車場条例第10条第2項及び第5項 施行規則第3条第1項 取扱基準第4条及び第5条
	建築物から300メートル以内の場所に都市計画駐車場を建設する場合の駐車施設等の附置の特例	駐車場条例第10条第3項及び第5項 施行規則第3条第2項
	共同で荷さばきを行うための駐車施設を整備する場合の荷さばきのための駐車施設の附置の特例	駐車場条例第10条第4項及び第5項

	対 象	根拠条例等
承認等申請	駐車施設等を附置する必要がない建築物の承認	駐車場条例第8条第1項第3号 施行規則第2条
	特殊な形態の駐車施設等の承認	駐車場条例第11条第5項 (特殊な形態の駐車施設等について、有効かつ安全に駐車できる場合)
	駐車施設等の出口及び入口の設置の承認	施行規則第5条第3項 (建築物の内容や敷地の条件を勘案し、自動車の通行上支障が無い場合)

4 その他駐車場設置に関する規定について

駐車場条例、施行規則及び取扱基準の規定を遵守するとともに、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、駐車場法（昭和32年法律第106号）、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）、大規模建築物に係る駐車施設等の県警協議その他の関係法令及び指導基準など、あらかじめ把握し当該計画に反映していただくものがありますので、十分留意の上、計画してください。

【駐車場法担当部署：都市整備局 交通企画課 TEL. 045-671-3853】

【大規模小売店舗立地法担当部署：経済局 商業振興課 TEL. 045-671-2598】

(1) 共同住宅等の駐車場設置基準

共同住宅等（マンションを含む）の用途に供する建築物については、横浜市建築基準条例（昭和35年横浜市条例第20号）による駐車場の設置基準があります（駐車場条例には設置基準がありません）。対象となる建築物は、住居の用に供する部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超えるものとなっています。

駐車場条例の対象となる建築物と共同住宅等が複合している場合は、それぞれの規定に基づき算定を行い、足し合わせた駐車台数を設置してください。

【担当部署：（横浜市建築基準条例）建築局 建築指導課 TEL. 045-671-4531】

(2) 横浜市福祉のまちづくり条例

横浜市福祉のまちづくり条例（平成9年横浜市条例第19号）で指定された建築物等を新設又は改修をする場合は、事前協議が必要となります。

【担当部署：建築局 市街地建築課 TEL. 045-671-4510】

(3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年横浜市条例第58号）により、駐車場の設置者及び管理者は、施設内に駐車する自動車の原動機停止（アイドリング・ストップ）に関して、責務を負うことになっています。

【担当部署：みどり環境局 大気・音環境課 TEL. 045-671-2483】

(4) 横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例

横浜市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成30年横浜市条例第3号）により、市街化

区域内で一定規模以上の集客施設又は共同住宅等を新築又は増築する場合、施設の建築主は当該施設の敷地内（集客施設については、例外規定あり）に、条例で定められた基準に従い算定した台数以上の自転車駐車場（駐輪場）を設置することになっています。

【担当部署：道路局 道路政策推進課 TEL. 045-671-3644】